



2022年5月11日

各 位

会社名	株式会社ダイセル
代表者名	代表取締役社長 小河 義美
(コード番号)	4202 東証 プライム市場)
問合せ先	執行役員 事業支援本部副本部長 (兼) 事業支援本部 I R 広報グループ リーダー 廣川 正彦
(TEL)	03-6711-8121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の当社第156回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の変更理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更いたします。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (2) 株主総会における議決権不統一行使について、2021年8月の全国株懇連合会理事会において、議決権電子行使プラットフォーム対象株主を除く株主分の事前通知の電磁化が決定されたことから、株主が議決権不統一行使をしようとする場合に、会社法第313条第2項に定める通知を書面をもって行わなければならない旨を定めた現行定款第19条を削除するものです。
- (3) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、事実上廃止している、取締役の役位としての相談役及び特別顧問に関する現行定款第26条の文言を削除するものです。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款の変更内容

定款の変更内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p><u>第16条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p><u>第19条 (議決権の不統一行使)</u></p> <p><u>株主はその有する議決権を統一しないで行使しようとする場合には、会社法第313条第2項に定める通知を書面をもって行わなければならない。</u></p>	<p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p>
<p>第20条～第25条 (条文省略)</p> <p><u>第26条 (取締役会)</u></p> <p>取締役会は法令又はこの定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>取締役会は取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長が空席又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>取締役会に関する事項は別に取締役会の定める取</p>	<p>第19条～第24条 (現行どおり)</p> <p><u>第25条 (取締役会)</u></p> <p>取締役会は法令又はこの定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>取締役会は取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長が空席又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>取締役会に関する事項は別に取締役会の定める取締</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>締役会規程による。 <u>取締役会の決議により相談役及び特別顧問を置くことができる。</u> 第27条～第37条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>役会規程による。</p> <p>第26条～第36条 （現行どおり）</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月22日（予定）

以 上